2027年度認定輸血検査技師登録更新の案内

2026年10月1日

認定輸血検査技師制度協議会
協議会　会長　　河野武弘
審議会　会長　　奥田　誠
資格審査委員会　　豊﨑誠子

認定輸血検査技師の登録更新は、有効期間の最終年に行われます。更新希望者は下記の要領にしたがって更新手続きを取られるよう案内いたします。

記

【更新対象者】

2022年4月1日付けで認定輸血検査技師の資格を取得した者

【更新申請時資格】

次の3項目の全てを満たしていなければならない。

1．　日本輸血・細胞治療学会および、日本臨床衛生検査技師会（日臨技）の会員であること。また日本輸血・細胞治療学会を退会すると、認定資格は同時に失効するので注意すること。

2．　学術論文、学会発表等の業績発表や輸血に関連した各種学会、講演会および研修会での活動により、登録更新に必要な資格審査基準単位を取得していること。5年間（2022年1月1日から2026年12月31日）で次頁の表により30単位以上取得していなければならない。うち少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学会主催行事（学術総会、秋季シンポジウム、支部例会）への参加でなければならない。尚、単位申請については、証明する資料が明確に整っているものを、50単位程度を限度に申請すること。

3．　認定輸血検査技師制度協議会が指定する認定輸血検査技師更新必須講座を更新までに１回以上受講していること。本講座は日本輸血・細胞治療学会学術総会時、秋季シンポジウムおよび日本医学検査学会時（不定期）に開催しており、講座の受講単位（5単位）は、開催形式により付与されない場合もある。

（表）認定輸血検査技師の更新申請に関する資格審査基準単位

必須講座 認定輸血検査技師更新必須講座*1		（５）*1
学会参加 日本輸血・細胞治療学会学術総会		１０
同上　秋季シンポジウム		１０
同上　支部例会		5
国際輸血学会総会，アメリカ血液銀行協会（ＡＡＢＢ）総会等		8
日本医学検査学会		8
同上　支部学会及び都道府県医学検査学会		3
日本臨床検査医学会学術集会		8
同上　地方会		3
日本血液事業学会総会		8
その他の輸血医学関連学会総会*2		3
研究発表（輸血医学関連に限る）		
原著論文	（筆頭）	１０
同上	（共同）	5
その他の論文	（筆頭）	5
同上	（共同）	3
著書	（筆頭）	5
同上	（共同）	3
学会発表（抄録記録のあるもの）	（筆頭）	5
同上	（共同）	3
講習会、研修会等参加（輸血医学関連に限る）*3		5
学会主催の教育活動等（輸血医学関連に限る）*3		5
技師養成学校での教育（輸血医学関連に限る）		5
認定輸血検査技師施設研修(病院・血液センター)での教育		5

*1 従来、必須講座参加証の提出により5単位を付与していたが、2017年度開催分からは必須講座として設定された講座の参加に限り5単位を付与する。但し、必須講座が設定されなかった学術総会等にあっては、参加回数としては有効であるが単位は付与されない。
（参考）2019年から2026年は、いずれも「総会：付与なし」「秋季シンポジウム：5単位」

*2 日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会は審議会において審査する。
（現在、審議会では、日本自己血輸血・周術期輸血学会、日本造血・免疫細胞療法学会参加を3単位として認めている。）

*3 4団体（日本輸血・細胞治療学会、同支部、日本臨床衛生検査技師会、同支部及び同都道府県技師会、日本臨床検査医学会、同支部、日本臨床検査同学院、同支部）が主催または共催したものに限る。その他は審議会において審査する。
（現在、審議会では、赤十字血液シンポジウム、細胞治療認定管理師制度指定講習会参加を5単位として認めている。）

【更新申請手続き】

１．　更新対象者には日本輸血・細胞治療学会内認定輸血検査技師制度係から「認定輸血検査技師登録更新のご案内」が郵送される（2026年10月中旬頃）。
申請に必要な書類を整え、認定輸血検査技師制度係に送付する。なお、申請に必要な書類(様式1・様式2-1～2-4等)は日本輸血・細胞治療学会のホームページ（https://yuketsu.jstmct.or.jp/）からダウンロードする。また、日本輸血・細胞治療学会誌会告のコピーでも可。

２．　申請に必要な書類

１）　認定輸血検査技師制度協議会・認定輸血検査技師更新申請書（様式1）、
認定輸血検査技師制度協議会・認定輸血検査技師更新申請用業績目録
（様式2-1.2.3.4）。

２）　2022年1月1日から2026年12月31日までの業績目録の証明となる全ての抄録、別刷、参加証、出席証明書等の書類。

- 著作、論文、抄録を除く証明書類は、原本を提出する。
- 全てA4サイズに統一する。それより大きいものは縮小コピーし、小さいものは貼付台紙に貼付する（1枚の台紙に複数枚貼付可）。
- 全ての業績の証明書には申請者が通し番号を付け、抄録、別刷には最初のページにその番号を付記する。番号は原則的に申請書類に書き込む順番とするのが望ましい。一枚の証明書内に複数回の証明内容が記載されている場合は、該当するものがわかりやすいように工夫する。
- 更新必須講座が設定されなかった学術総会の更新必須講座参加証明書は、2019年度総会より、日本輸血・細胞治療学会会員専用サイトホームページから印刷した参加証明書を使用する（様式2-1）。
- 論文は、別刷りまたはコピーを証明書として添付する。掲載誌名と掲載年が明示されていること（様式2-1）。
- 著書は、表紙と申請者名および発行年月日の記されている頁のコピー（様式2-1）。
- 学会発表は抄録記録のあるものに限る。抄録のコピー（抄録掲載誌の表紙、掲載頁がわかる目次頁、抄録頁）を証明書として添付する。学会名と開催年月日が明示されていること。自分の氏名部分にはラインマーカー等で目印をつける（様式2-1）。
- 学会参加は会の名称、開催年月日を記し、参加証明書として会がホームページ等において提供している電子参加証明書を出力したものを添付する。あるいは会で発行したネームカードの完全なものの原本を添付する。但し、上記のいずれもが提供されなかった学会に限り、その会で発行した参加証明書で代用できる。なおネームカードについては、やむを得ず切り離した場合は、原則としてネームカードとしてオモテ面に使用する部分を添付できるが、名

前欄の無いもの、および領収書部分のみのものは認めない。また、複数の学会により合同開催された学会総会等への参加は1回として算定し、基準単位はいずれか高い方の単位数を充てる（様式2-2）。

- 講習会、研修会等への参加は、開催年月日、会等の名称、テーマ等を記し、参加証または出席証明書の原本（出席者の氏名が記載されていること）を添付する。日本臨床衛生検査技師会研修会・講習会（学会は含まない）の参加証明は、従来の都道府県臨床衛生検査技師会証明用紙への参加証明印、及び技師会会長印が押印されたものを正式なものとする（領収書は参加証明として認めない）。但し、日臨技総合情報システム（JAMTIS）ホームページから印刷した日臨技生涯教育研修履修証明書および日臨技より送付される生涯教育履修通知書は参加証明書として使用できる（様式2-3）。
- 学会・技師会での活動歴は、学会または技師会名、役職（研修会等の講師を含む）、在任期間を記入し、委嘱状または学会・技師会発行の証明書（輸血関連の役職であることが明記されていること）を添付する。ただし、申請に有効となる期間において同一の役職を多期または複数回にわたって務めた場合はそのすべてを1回として算定する（様式2-4）。
- 臨床検査技師学校（大学、短大、専門学校）での教育活動は学校名、講義内容、時間数、在任期間等を記し、学校の証明書を添付する。辞令を証明書として代用する場合には、校長・学長の印があり、講義科目が明記されていること。ただし、申請に有効となる期間において同一の役職を多期または複数回にわたって務めた場合はそのすべてを1回として算定する（様式2-4）。
- 認定輸血検査技師施設研修(病院・血液センター)にて指導にあたり、施設研修評価表の認定技師署名欄に氏名の記載があること。施設研修評価表のコピーを添付する。ただし、申請に有効となる期間において多期または複数回にわたって務めた場合はそのすべてを1回として算定する（様式2-4）。
- 研究発表、学会、講習会、研修会参加、輸血学会関連単位数等の総取得単位数を記入する（様式1）。
- 様式に書ききれない場合には同用紙をコピーし次頁に追加する。

3） 更新申請料(5,000円)・登録更新料(5,000円)計10,000円の振込受領証のコピー
※ネット振込等の場合は、振込完了時の画面を印刷したもの

《郵便振替》
00160－3－7179
認定輸血検査技師制度係
振込用紙は郵便局に備え付けの汎用振込用紙を利用すること。
《銀行振込※ネット振込等》
ゆうちょ銀行
店番：019(ゼロ・イチ・キュウ)
当座0007179
認定輸血検査技師制度係

＜注意＞

- 参加証明書に有効単位数が記載されているものもあるが、本案内に明記されている単位数を基準に算定すること。
- 参加証原本の返却を希望する場合には、申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。

３．　申請書類の綴じ方

- 原本は様式1、2-1.2.3.4、証明書類、申請料のコピーの順に重ね、左上をホチキスで綴じる。また、その全頁をコピーし同様に綴じたものを1冊作成する。
- さらに、様式１のコピーを1部添付する。

４．　申請受付期間：2027年1月5日から1月31日まで（必着）

５．　申請書類送り先

（角2サイズ〔240㎜×332㎜〕の封筒を使用し、簡易書留・レターパック・宅配便等の記録を追跡できるもので送ること）

〒113-0033　東京都文京区本郷2-14-14　ユニテビル5階
日本輸血・細胞治療学会内　認定輸血検査技師制度係
電話　03-5804-2611

（**封筒の表に「更新」と朱書のこと**）

※クリアファイルは同封しないこと。また二重封筒にはしないこと。

【更新登録】

書類審査に合格し、認定輸血検査技師制度審議会および協議会において適格と判断された者には、協議会より認定証が発行される。書類審査の合否については、認定証の発送時期と同時期に案内いたします。認定証の発送前に、事前の案内は行っておりません。認定証は、5月中旬から下旬にかけて、日本輸血・細胞治療学会会員専用サイトに登録されている「その他」欄の発送先住所宛に送付します。発送先情報に変更がある場合は、あらかじめ確認・修正をすること。

以上